

人員に関する基準

1 訪問介護員の員数

基準

指定訪問介護事業者が指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等(中略)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

【基準条例第6条第1項】

事例

- ✓ 勤務表上、常勤換算方法で2.5未満であった。
- ✓ 訪問介護と住宅型有料老人ホーム等の職員を兼務している職員について、雇用契約書に訪問介護員等としての勤務時間帯、住宅型有料老人ホーム等の職員としての勤務時間帯を明示せず、勤務形態を明確にしていなかった。そのため、訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5以上である旨の確認をすることができなかった。

指導・ポイント

- 訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5以上となるよう配置し、勤務実績関係書類を整備しておくこと。
- 訪問介護と住宅型有料老人ホーム等の職員を兼務している職員については、雇用契約書及び勤務表上、訪問介護員等としての勤務時間帯、住宅型有料老人ホーム等の職員としての勤務時間帯を明確にすること。

運営に関する基準

1 心身の状況等の把握

基準

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議(中略)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

【基準条例第14条】

事例

- ✓ 参加したサービス担当者会議の内容の記録がなく、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めたとは言い難い状態であった。

指導・ポイント

- サービス担当者会議に参加した場合は、そのサービス担当者会議で把握した利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を記録しておくこと。

2 身分を証する書類の携行

基準

指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

【基準条例第 19 条】

事例

- ✓ 訪問介護員等が身分を証する書類を携行していなかった。
- ✓ 訪問介護員等に、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときに、身分を証する書類を提示すべき旨を指導していなかった。

指導・ポイント

- 訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を、訪問介護員等に指導すること。

3 利用料等の受領

基準

指定訪問介護事業者は、(中略)、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

指定訪問介護事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

【基準条例第 21 条第 3 項及び第 4 項】

事例

- ✓ 通常の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の交通費について説明しておらず、同意を得ていなかった。

指導・ポイント

- 重要事項説明書に交通費についても記載し、交付及び説明を行い、同意を得ること。

4 訪問介護計画

基準

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた訪問介護計画を作成しなければならない。

訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

【基準条例第 25 条第 1 項及び第 2 項】

- ① (前略)訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。(後略)
- ② (前略)訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

【基準省令解釈通知第 3 の一の 3 の(13)①②】

事例

- ✓ 通院等乗降介助を算定している利用者について、通院等乗降介助で算定する場合と、身体介護中心型で算定している場合があるが、身体介護中心型で算定する理由、具体的なサービス提供内容が不明確であった。
- ✓ 訪問介護計画が居宅サービス計画に沿っていなかった。

指導・ポイント

- 訪問介護計画に具体的な記載を行うこと。
- 訪問介護計画は居宅サービス計画に沿って作成すること。また、訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。

5

勤務体制の確保等

基準

指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。

【基準省令解釈通知第 3 の一 3 の(19)①】

- 1 (前略)
- 住宅型有料老人ホーム等の生活支援サービスと介護保険サービスを明確に区分すること(後略)
- 2 (前略)
- サービス提供時間、内容及び担当者を適切に把握・管理し、記録を行うこと
- やむを得ず訪問系サービスと住宅型有料老人ホーム等の職員を兼務する場合は、雇用契約書に訪問介護員等としての勤務時間帯、住宅型有料老人ホーム等の職員としての勤務時間帯を明示し、勤務形態を明確にすること。

【監査・実地指導からの周知事項について(H21.2 高齢対策課介護保険班) 2 の 1 及び 2】

事例

- ✓ 訪問介護員等が他事業の業務を兼務していたが、介護保険事業への従事の実態を反映した勤務時間の管理がなされていなかった。
- ✓ 勤務表上に、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨の記載がされていなかった。
- ✓ 勤務表と勤務実態と合致していない。
- ✓ 訪問系サービスと住宅型有料老人ホーム等の職員を兼務している職員について、雇用契約書に訪問介護員等としての勤務時間帯、住宅型有料老人ホーム等の職員としての勤務時間帯を明示せず、勤務形態を明確にしていなかった。

指導・ポイント

- 訪問介護員等の員数管理(常勤換算方法で 2.5 以上)に関わることから、当該事業所における訪問介護員等の日々の勤務時間(介護保険事業への従事時間)や職務の内容等を勤務表上明確にした上で管理を行うこと。
- 指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。
- 勤務表を作成する際は勤務実態をしっかり把握し、勤務表と勤務実態と合致させること。
- 訪問系サービスと住宅型有料老人ホーム等の職員を兼務している職員について、雇用契約書及び勤務表に訪問介護員等としての勤務時間帯、住宅型有料老人ホーム等の職員としての勤務時間帯を明示し、勤務形態を明確にすること。

6 衛生管理等

基準

指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

【基準条例第 33 条第 1 項】

(前略)指定訪問介護事業者は、訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

【基準省令解釈通知第 3 の一の 3 の(20)】

事例

- ✓ 事業所内に、手指を洗浄する消毒液を備え付けていなかった。

指導・ポイント

- 訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、手指を洗浄する消毒液を備え付けること。

7 掲示

基準

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【基準条例第 34 条】

事例

- ✓ 事業所の見やすい場所に掲示していなかった。

指導・ポイント

- 事業所の見やすい場所に掲示すること。

8 秘密保持等

基準

(前略)当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

【基準条例第 35 条第 2 項】

(前略)従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

【基準省令解釈通知第 3 の一の 3 の(21)②】

事例

- ✓ 従業者でなくなった後の必要な措置を講じていなかった。

指導・ポイント

- 従業者が在職中はもとより従業者でなくなった後においても、正当な理由なくこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくこと。

介護報酬

1 初回加算

基準

(前略)新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った場合又は当該指定訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定訪問介護を行った日の属する月に指定訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、(中略)算定する。

【報酬告示別表 1 ニ】

事例

- ✓ サービス提供責任者の同行がない利用者に対し初回加算を算定していた。

指導・ポイント

- サービス提供責任者の同行がない場合は算定できない。